パブリックコメント

閲覧用

藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画 2032

（素案）

～孤独・孤立を防ぐ、地域の“気づき”と包括支援～

藤沢市地域共生社会推進計画

【藤沢市地域福祉計画 2032】

別冊

目次

はじめに ..... - 1 -
１　計画の概要 ..... - 1 -
（１）用語の定義 ..... - 1 -
（２）計画の位置づけ ..... - 3 -
（３）計画期間 ..... - 4 -
（４）重層的支援体制整備事業の概要 ..... - 5 -
２　計画策定の背景・目的 ..... - 7 -
（１）策定の背景 ..... - 7 -
（２）目的 ..... - 7 -
３　整備の方向性 ..... - 8 -
（１）「藤沢型地域包括ケアシステム」の継承と深化 ..... - 8 -
（２）制度の「狭間」の解消 ..... - 8 -
（３）多機関連携と住民周知・参画 ..... - 8 -
（４）支援関係機関の機能強化と連携促進の目標 ..... - 9 -
①　アウトプット指標（取組の実施量） ..... - 9 -
②　プロセス・質の指標（支援体制が機能した状況） ..... - 9 -
③　アウトカム指標（対象者・世帯の変化） ..... - 9 -
４　整備の方向性を実現するための施策（5 つの主軸事業） ..... - 10 -
（１）包括的相談支援事業 ..... - 10 -
①　概要 ..... - 10 -
②　方向性 ..... - 10 -
③　実施・連携機関（事業）一覧 ..... - 10 -
（２）地域づくりに向けた支援事業 ..... - 11 -
①　概要 ..... - 11 -
②　方向性 ..... - 11 -
③　実施・連携機関（事業）一覧 ..... - 11 -
（３）多機関協働事業 ..... - 12 -
①　概要 ..... - 12 -
②　方向性 ..... - 12 -
③　実施・連携機関（事業）一覧 ..... - 12 -

（４）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 - 13 -
① 概要 - 13 -
② 方向性 - 13 -
③ 実施・連携機関（事業）一覧 - 13 -
（５）参加支援事業 - 14 -
① 概要 - 14 -
② 方向性 - 14 -
③ 実施・連携機関（事業）一覧 - 14 -
５ 支援機関の機能強化及び目標 - 15 -
（１）専門人材の確保・育成 - 15 -
（２）相談機能の高度化 - 15 -
（３）福祉人材の確保・定着に向けた取組 - 15 -
６ 支援機関同士の連携促進に係る目標 - 17 -
（１）重層的支援体制整備事業における会議体について - 17 -
① 支援会議 - 17 -
② 重層的支援会議 - 17 -
（２）会議体の適正な運用と実効性を高めるルール - 18 -
① 主担当機関（キャッチする機関）の決定 - 18 -
② 孤独・孤立対策との一体的運用 - 18 -
③ 他の法的会議体との重層的連携 - 18 -
④ 法に基づく情報共有と守秘義務の徹底 - 18 -
（３）庁内横断的な連携 - 20 -
７ 達成状況の評価及び必要な見直し - 21 -
（１）PDCA サイクルの運用 - 21 -
（２）計画の改善 - 21 -
８ 用語集 - 22 -

はじめに

本書は、社会福祉法第 106 条の 5 第 1 項に基づく重層的支援体制整備事業実施計画として、本市における包括的な支援体制の整備を具体化する中核的な計画書です。

地域福祉計画の理念を実行に移すため、相談支援、参加支援、地域づくり、多機関協働、アウトリーチ等を一体的に推進し、複雑化・複合化する地域生活課題に対して、分野を越えた支援が切れ目なく届く体制の構築をめざします。

また、既存の地域福祉施策や関係機関との連携を基盤としつつ、孤独・孤立の防止を含む地域の支えあいの仕組みを強化し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を支えるものとします。

1　計画の概要

（1）用語の定義

【重層的支援体制整備事業】

高齢、障がい、子ども、生活困窮といった縦割りの枠組みを超え、属性や世代を問わず住民の複雑化･複合化した課題に対して、相談支援･参加支援･地域づくりなどを一体的に実施し、包括的なセーフティネットを構築するもの。

【重層的支援体制整備事業実施計画】

重層的支援体制整備事業を円滑かつ計画的に実施するため、市町村が定める計画。包括的な支援体制の整備方針、事業内容、連携体制等を示すもの。

【包括的支援体制】

高齢者・障がい者・子ども、生活困窮など、世代や制度の垣根を越えて、地域住民や関係機関が協力し合い、生活の困りごとをまるごと受け止めて支える仕組み。

【支援会議】

本人同意が得られていない段階も含め、支援が必要な人について関係機関が情報共有及び協議を行う会議。

【重層的支援会議】
　本人同意のもと、複雑化・複合化した課題に対する支援方針や役割分担を協議・決定する会議。

【主担当機関】
　支援対象者又は世帯への支援について中心となって調整及び進行管理を担う機関。

【アセスメント】
　支援対象者又は世帯の状況、課題、支援ニーズを把握・整理すること。

【アウトリーチ】
　支援が届いていない人や世帯に対し、訪問や連絡等により能動的に働きかけること。

【参加支援】
　就労、地域活動、居場所利用等を通じて、社会とのつながりを回復し、又は拡大するための支援。

【多機関協働】
　単独の機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題について、複数の関係機関が役割分担を行いながら連携して支援を進めること。

【伴走支援】
　支援対象者に継続して寄り添いながら、状況に応じて支援を調整し、支援が途切れないよう継続的に支えること。

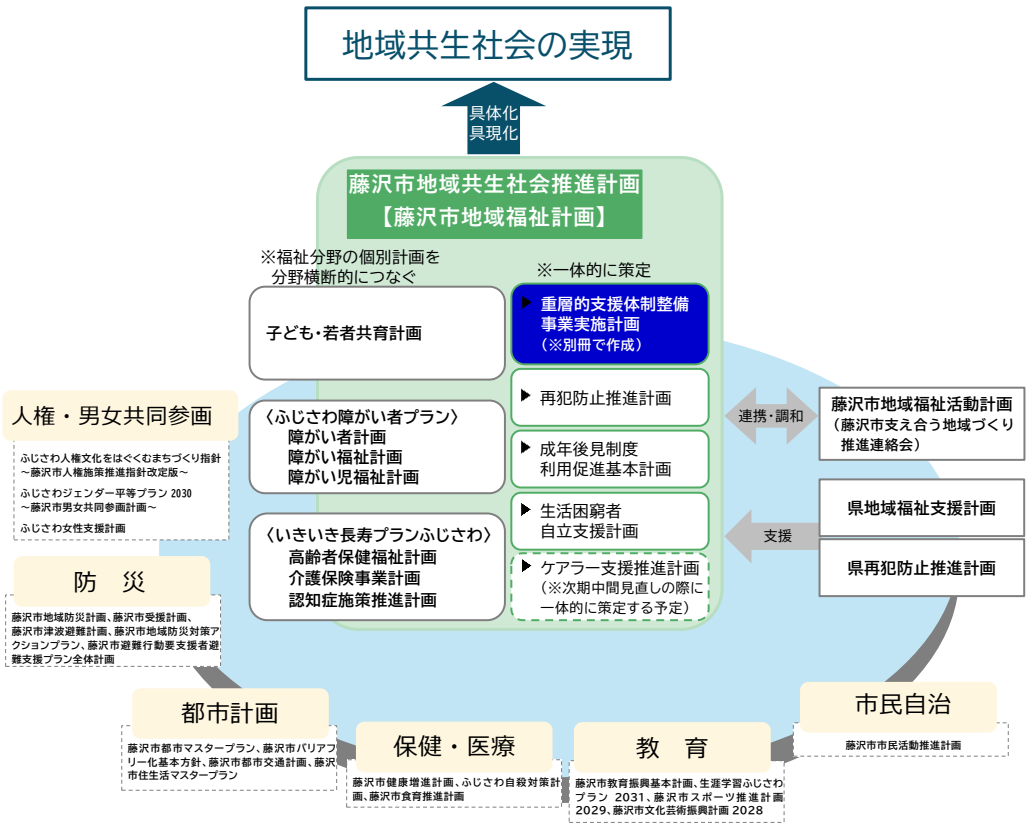
（2）計画の位置づけ

藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画 2032 は、社会福祉法第 106 条の 5 第 1 項に基づき、本市における包括的な支援体制を整備するために策定するものです。

藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画 2032 は、藤沢市地域共生社会推進計画【藤沢市地域福祉計画 2032】（以下「地域福祉計画」）との調和を図り、同計画がめざす地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の整備に関する施策を具体化する実施計画として位置づけます。

また、本市がこれまで地域福祉の推進を通じて培ってきた、身近な地域での相談支援や見守り、居場所づくり、地域活動などの基盤を活かし、これらを分野横断的な支援へとつなげることで、誰もが地域の中で孤立することなく、必要な支援やつながりを得られる体制の構築を進めます。同時に、保健・福祉を中心とした本市の各分野における個別計画との整合を図り、地域福祉施策の具体的な実行計画としての役割を果たします。

【図表 1】 重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ

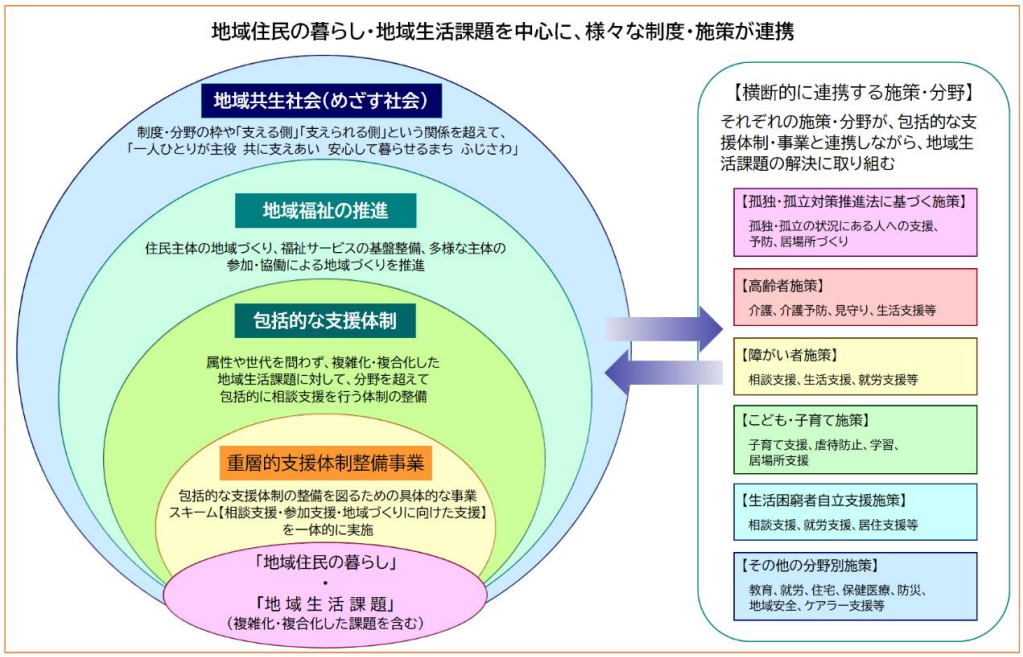


さらに、ひきこもりやヤングケアラー、ダブルケアなど、単一の分野や制度だけでは対応が困難な複雑化・複合化した地域生活課題に対しては、藤沢市ケアラー支援推進計画をはじめとする各個別計画に基づく取組と連動し、包括

的相談支援や多機関協働等を通じて、関係分野・機関が協働した支援につなげます。

加えて、市民の命と生活を守るため、福祉分野にとどまらず、防災部局や市民自治部局等とも緊密に連携し、災害時の避難支援や消費者被害の防止を含めた、多角的なセーフティネット（困ったときに支えとなる仕組み）を構築します。

【図表 2】 地域共生社会の実現に向けた制度・施策の関係性



（3）計画期間

藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画 2032 の期間は、2027 年度（令和 9 年度）から 2032 年度（令和 14 年度）までの 6 年間とします。また、毎年度、事業の実施状況及び評価指標の達成状況を把握・評価し、その結果を必要な事業改善につなげるとともに、2029 年度（令和 11 年度）に計画全体の中間見直しを実施します。

【図表 3】 藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画 2032 及び地域福祉計画の期間

	2027年度（令和9年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）	2030年度（令和12年度）	2031年度（令和13年度）	2032年度（令和14年度）
藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画2032	各事業 年度評価・改善	各事業 年度評価・改善	中間評価・計画見直し	各事業 年度評価・改善	各事業 年度評価・改善	計画の改定
藤沢市地域共生社会推進計画【藤沢市地域福祉計画2032】	市民意識調査		中間見直し	市民意識調査		計画の改定

（4）重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 1 項及び第 2 項）は、既存の相談支援等の枠組みを活かしつつ、属性や世代を問わず、住民の複雑化・複合化した課題に対して一体的に取り組むものです。

本市では、重層的支援体制整備事業を計画的かつ円滑に実施するため、藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画 2032 を策定し、生活困窮、ひきこもり、ケアラーなどの複雑化・複合化した課題に対応するとともに、地域全体のセーフティネットの強化を図るものです。

こうした重層的支援の展開にあたっては、課題が深刻化した後の事後対応のみにとどまらず、日常的な地域生活の中での「お隣さんの気づき」や「ご近所のサポート」といった緩やかなつながりを維持・強化し、早期対応を可能にする体制への転換が不可欠です。

身近な地域活動や居場所、相談窓口を通じて、支援を必要とする人の変化や困りごとをいち早く把握し、重層的な支援へとつなげるアプローチを推進します。

【図表 4】 社会福祉法第 106 条の 4 第 1 項及び第 2 項に定める
重層的支援体制整備事業の構成と本市の主な対象事業

		機能	分野別の対象事業
第 1 号	イ	**包括的相談支援事業**	【介護】いきいきサポートセンターの運営
	ロ		【障がい】障がい者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第２号		**参加支援事業** 社会とのつながりを回復するために必要な狭間のニーズの受け皿となる支援の提供	
第３号	イ	**地域づくり事業**	【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障がい】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者等のための地域づくり事業※1
第４号		**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業** 地域社会から孤立した者等に対し訪問等により継続的支援を提供	
第５号		**多機関協働事業** 複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、支援関係者間の連携・調整を図る機能	
第６号		**支援プランの作成**※2	

※1 生活困窮者等のための地域づくり事業は、第３号柱書に含まれます
※2 支援プランの作成は、多機関協働事業における重層的支援会議で実施
※3 本市における各事業の具体的な実施・連携内容については、「4　整備の方向性を実現するための施策（5 つの主軸事業）」に記載しています

地域における日常的な気づきと緩やかなつながりは、孤独・孤立の深刻化を防ぐ予防的視点の基盤となるものであり、多様な主体による支えあいの構造として重層的支援の中に位置づけられます。

なお、ここでいう「予防」とは、藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画2032における地域づくり、孤独・孤立対策等を含む包括的な取組の考え方を示すものであり、重層的支援体制整備事業の法定5事業すべてを「予防事業」として位置づけるものではありません。

2　計画策定の背景・目的

（1）策定の背景

現代社会においては、高齢、障がい、子ども、生活困窮といった従来の属性別支援では対応しきれない、ひきこもりやダブルケア、世帯の孤立といった「複雑化・複合化した課題」が顕在化しています。

孤独・孤立は人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得るものであるという共通認識に立ち、制度の枠組みに人を当てはめるのではなく、当事者や家族等の立場に立った多様なアプローチを推進していく必要があります。

（2）目的

藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画 2032 は、社会福祉法に基づき、複雑化・複合化した地域生活課題や、既存の制度・支援だけでは対応が難しい課題に対し、分野を超えて、包括的かつ継続的に支援できる体制を構築することを目的とします。地域福祉計画と一体的に「地域共生社会」の実現をめざし、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる「誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）」を構築します。

【図表 5】 藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画 2032 全体のイメージ



3　整備の方向性

（1）「藤沢型地域包括ケアシステム」の継承と深化

本市がこれまで「藤沢型地域包括ケアシステム」の推進を通じて培ってきた、いきいきサポートセンター、障がい者相談支援事業所、こども家庭センター、バックアップふじさわ、学校教育相談センターやコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」）などを核とした相談支援、民生委員・児童委員や自治会・町内会、地域事業者等との見守り・気づきのネットワーク、さらには居場所づくりや通いの場の支援といった「行政と多様な主体との協働による支えあいの地域づくり」の成果を基盤とします。高齢者福祉を起点に、生活困窮、障がい、子ども・子育て、ひきこもり、ケアラー等へと支援対象を広げ、全世代・全対象型の取組へと発展させてきたこれまでの取組を礎とし、本事業を通じて、孤独・孤立対策を含めた、より包括的かつ機動力のある支援体制へと深化させます。

（2）制度の「狭間」の解消

支援会議及び重層的支援会議を活用し、分野横断的な視点を持ち、従来の窓口では「対象外」とされがちであった支援の届かない対象者を特定し、適切に支援へつなげる手法を確立します。

（3）多機関連携と住民周知・参画

行政部局間、関係機関、自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、民間企業等が一体となった協力体制を構築します。市が核となり、官・民・特定非営利活動法人などの非営利組織（以下「NPO」）等の多様な主体に対し、重層的支援の重要性を周知するとともに、日常的な情報共有や連絡調整を迅速に行う体制を整えます。

また、社会福祉法の改正を踏まえ、防災部局や市民自治部局等の関連施策との連携を強化し、災害対策や消費者被害防止を含めた包括的な生活支援を推進します。

さらに、孤独・孤立対策推進法第 11 条に規定する、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者の連携・協働の促進の趣旨を踏まえ、郵便局、金融機関、民間企業など、これまでの見守り協定に加え、住民の生活に密着する様々な事業者との連携の在り方を検討します。地域住民が日常的に利用する民間サービスを「気づき」の接点とし、重層的支援体制への円滑な橋渡しを行う体制を強化します。

地域での気づきや身近な相談をきっかけに、地区福祉窓口や CSW、相談支援機関等が本人・世帯の状況を把握し、必要に応じて関係する専門機関や庁内

関係部署につなぎます。複雑化・複合化した課題については、多機関協働による支援を通じて、関係機関が連携し、本人・世帯を中心に支援を進めます。

（４）支援関係機関の機能強化と連携促進の目標

２０２３年度（令和５年度）から本事業を本格実施してきた本市では、単に事業の実施件数を追うだけでなく、「早期発見から地域での孤立防止、社会参加までが一つの循環として機能しているか」を評価できるよう、取組の実施量に加え、支援の質や対象者・世帯の変化を重視した目標設定を行います。

そのため、以下の３つの視点から指標を設定し、毎年度、実施状況を把握・評価します。

① アウトプット指標（取組の実施量）
- a 重層的支援会議等の開催件数
- b 支援プランの策定件数
- c アウトリーチ等の実施件数
- d 関係機関向け合同研修の実施回数・参加者数
- e 新たに立ち上がった、又は連携した地域の居場所・通いの場等の数

② プロセス・質の指標（支援体制が機能した状況）
- a 初回の支援会議・重層的支援会議等において主担当機関が決定されたケースの割合
- b 会議開催後、支援方針及び関係機関の役割分担が明確になったケースの割合
- c 本人の意向を確認できたケースのうち、本人の意向を踏まえて支援方針を決定したケースの割合
- d 関係機関間の引継ぎ・連携が円滑に行われたケースの割合

③ アウトカム指標（対象者・世帯の変化）
- a 参加支援が必要と判断された者のうち、本人の意向を踏まえ、本人に適した社会とのつながりが形成・回復した者の割合
- b アウトリーチを実施したケースのうち、継続的な支援関係の構築につながったケースの割合
- c 支援開始後、本人・世帯の生活状況や社会とのつながりに一定の改善がみられたケースの割合

４　整備の方向性を実現するための施策（5 つの主軸事業）

市町村が一体的に実施する以下の事業を中核に据えます。

（１）包括的相談支援事業

①　概要

高齢、障がい、子ども、生活困窮など、属性や世代を問わずあらゆる相談を「まずは受け止める」窓口機能です。既存の相談支援機関と連携し、複雑化・複合化した課題を早期にキャッチします。

②　方向性

相談をためらう層が声を上げやすく、周囲が異変に気づきやすい環境を整備します。相談者の属性・世代・相談内容等に関わらず、「まずは相談を受け止め」、単独の機関で対応が難しい場合には、「適切な支援機関につなぐ」とともに、必要に応じて多機関で支援を行います。

③　実施・連携機関（事業）一覧

対象機関（事業）	実施方式	本事業における主な役割

具体的に
対象機関(事業)、
実施方式、
本事業における主な役割
を記載予定

（2）地域づくりに向けた支援事業

① 概要

住民同士の交流や「居場所」づくりを支援し、地域生活の基盤を整える事業です。多世代が自然に集える場を増やすことで、日常的な見守りや支えあいの輪を広げます。

② 方向性

対面での交流に加え、SNS などのデジタル技術を活用した新たなつながり方を検討します。その際、デジタル機器の操作に不慣れな層やアクセスが困難な層が取り残されないよう（デジタルデバイドへの配慮）、対面による支援を基本としつつ、デジタルとアナログを組み合わせた「ハイブリッドなつながり（対面とオンラインを組み合わせたつながり）」を構築します。

心理的ハードルの高い層や孤立しがちな層に対し、社会との接点を多様化させて孤立の未然防止を図ります。

また、地域づくりにあたっては、13 地区の特性や地域資源、住民同士のつながり等を踏まえ、地域で生じている課題や住民のニーズを把握しながら、地域の主体的な取組を支援します。

市民センター、協議体、地域の縁側、地域活動団体、地区ボランティアセンター等、身近な地域にある多様な資源を相互につなぎ、地域住民が気づき、支えあい、必要な場合には専門的な支援につながる地域づくりを進めます。

③ 実施・連携機関（事業）一覧

対象機関（事業）	実施方式	本事業における主な役割

具体的に
対象機関(事業)、
実施方式、
本事業における主な役割
を記載予定

（３）多機関協働事業

①　概要

単独の機関では対応困難な複雑化・複合化した課題に対し、複数の支援機関がチームとして動くための調整機能です。役割分担を明確にし、包括的な支援方針を決定します。

②　方向性

既存の福祉ネットワークでは捕捉しきれない層の異変を早期に察知するため、防災や消費者保護などの関係部局、民間主体との水平的連携を実働させます。

複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対し、関係機関が迅速に情報を共有し、一体的な支援方針を共有することで、「誰が支えるか」を曖昧にせず、たらい回しを防ぐ機動的な支援プロセスを確立します。具体的な協議にあたっては、後述する「支援会議」や「重層的支援会議」を効果的に活用します。

③　実施・連携機関（事業）一覧

対象機関（事業）	実施方式	本事業における主な役割
具体的に 対象機関(事業)、 実施方式、 本事業における主な役割 を記載予定		

（４）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

①　概要

支援が届いていない潜在的な困りごとを抱える層に対し、能動的にアプローチ（訪問等）を行う事業です。制度につながりにくい対象者に寄り添い、時間をかけて確かな信頼関係を構築します。

②　方向性

孤独・孤立問題を早期に発見するための「伴走支援」を行います。

本人の同意を得ることが困難なケースについては、関係機関と連携し、後述する支援会議の開催要件を踏まえ、必要に応じて社会福祉法第 106 条の３の２に基づく支援会議を活用し、法令に基づく適切な情報共有を行いながら、継続的な関わりを維持します。

③　実施・連携機関（事業）一覧

対象機関（事業）	実施方式	本事業における主な役割

具体的に
対象機関(事業)、
実施方式、
本事業における主な役割
を記載予定

（５）参加支援事業

①　概要

社会とのつながりを失った、又は希薄な人に対し、就労準備、ボランティア活動、地域の行事への参加など、本人の状態に応じた多様な社会参加を段階的に支援する事業です。

②　方向性

直ちに一般就労が困難な方に対し、生活困窮者自立支援制度に基づく「就労準備支援事業」や「被保護者就労準備支援事業」等の既存施策を最大限活用・連携しながら、就労に限らず、居場所、地域活動、ボランティア、学習、社会貢献活動など、本人の状態や希望に応じた多様な社会参加の受け皿を市内の事業者や NPO 等と連携して提供します。

③　実施・連携機関（事業）一覧

対象機関（事業）	実施方式	本事業における主な役割

具体的に
対象機関(事業)、
実施方式、
本事業における主な役割
を記載予定

5　支援機関の機能強化及び目標

（1）専門人材の確保・育成

福祉担当職員や CSW 等の専門職同士のさらなる連携及びスキルアップを図ります。市の孤独・孤立対策担当部局と支援機関が、互いの制度を深く理解するための合同研修を実施し、対応力の向上をめざします。孤独・孤立の状態にある人を早期に発見し、適切な支援につなげるための「孤独・孤立に関する理解を深め、個人としてできることを考える内容の講座」の展開について検討を進め、専門職だけでなく、地域住民や日常生活の拠点となる店舗のスタッフ等が緩やかな見守りを行うための知識を習得し、地域全体での気づきの質を向上させます。

（2）相談機能の高度化

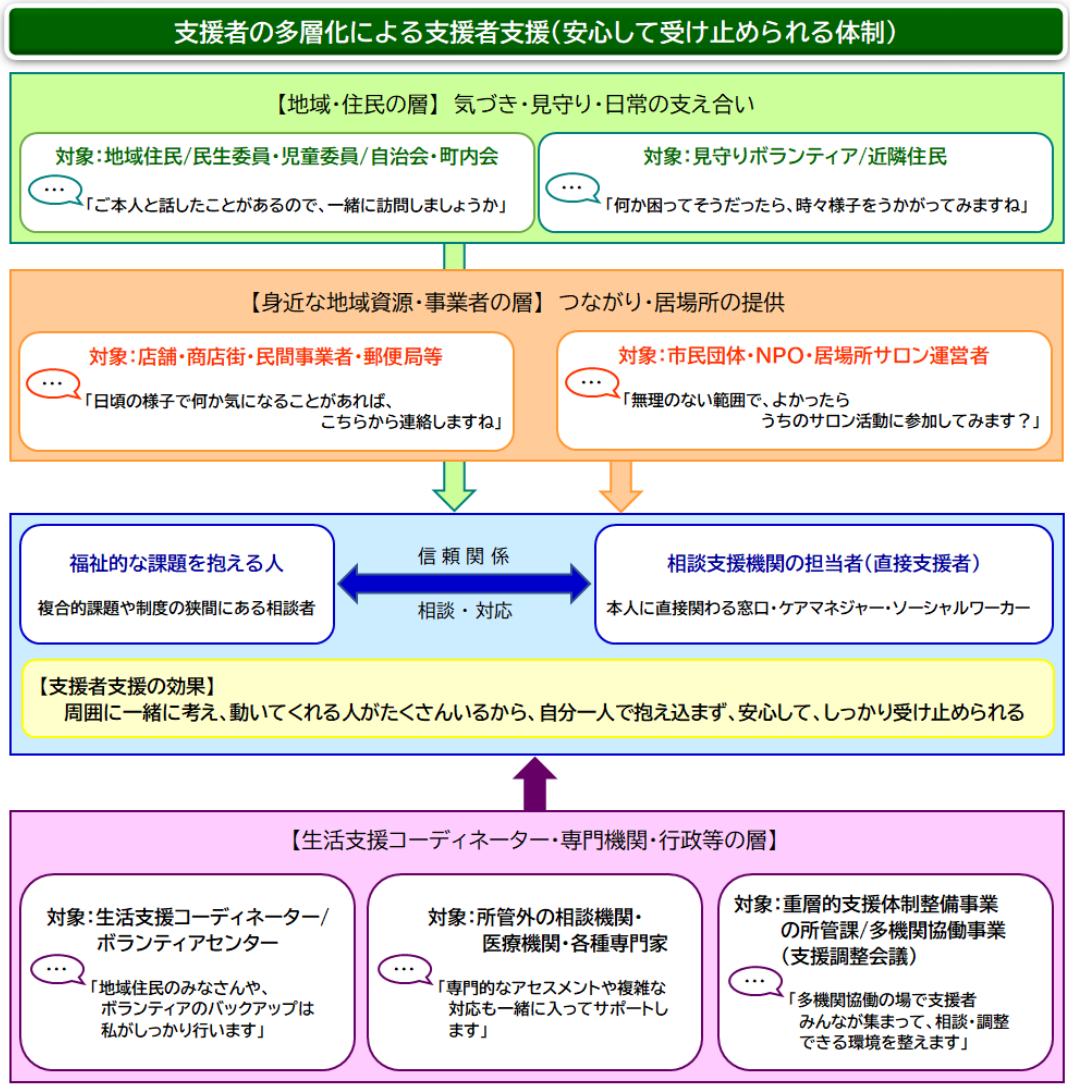
相談機能のさらなる高度化を視野に入れ、複雑な世帯状況の情報を多角的に収集・分析（アセスメント）をすることで課題を的確に把握し、次に行うべき支援判断や迅速な対応につなげます。支援者同士が互いにスーパーバイズできるような関係性を築きながら、最適な支援プランを提示できる体制を整備します。

（3）福祉人材の確保・定着に向けた取組

福祉サービス提供体制を維持するため、外部専門機関との連携により、地域における福祉従事者の養成、職場への定着及び福祉への関心を高めるための広報活動を推進します。

支援者自身が孤立感や負担を感じないよう、多層的な「支援者支援」を推進します。困難ケースを一人で抱え込まず、多機関連携によって「自分だけで受け止めるのではない」という安心感を持てる環境を整えるとともに、情報通信技術の活用等による事務負担の軽減を図り、個別支援に注力できる環境を整えます。

【図表 6】 支援者の多層化による支援者支援



6　支援機関同士の連携促進に係る目標

（1）重層的支援体制整備事業における会議体について

①　支援会議

社会福祉法第 106 条の 3 の 2 に基づく会議

ａ　目的

属性や分野を問わず、地域で複雑化・複合化した課題を抱える支援対象者について、関係機関が連携して協議・情報共有を行います。

本人の同意がまだ得られていない段階や、支援が必要なのにどこにもつながっていない（顕在化していない）ケースについて、関係機関が情報を共有し、アウトリーチなど最初のアプローチ方法や支援の方向性を検討します。

ｂ　特徴

（ａ）　本人の同意が得られていない場合にも対応

本人の同意が得られていない場合など、関係機関による情報共有や支援調整が難しいケースについて、他の法令に基づく会議等において支援内容の検討が十分に行われていない場合には、社会福祉法第 106 条の 3 の 2 に基づく支援会議を開催し、支援の円滑な実施に必要な情報交換及び支援体制に関する検討を行うことができます。

また、支援会議の事務に従事する者又は従事していた者には、同法第 106 条の 3 の 2 第 6 項に基づく守秘義務が課されています。

（ｂ）　分野の枠を超えた連携

高齢・障がい・子ども・困窮といった既存分野の枠組みにとらわれず、必要な関係者を集めることができます。

ｃ　参加者

市町村の担当部署（福祉事務所等）の職員、障がい者相談支援事業所、いきいきサポートセンター、社会福祉協議会等の相談支援機関の担当者、必要に応じて関係する行政機関や地域関係者

②　重層的支援会議

多機関協働事業における支援方針・役割分担等を検討する実務会議

（市が設置・運営する会議）

ａ　目的

本人の同意を得た上で、単独の機関では対応しきれない複雑化・複合化した課題に対し、具体的な支援プラン（個別支援計画：対象者ごとの支援内容を整理した計画）を策定します。

関係機関の役割分担を最終合意し、チームとしての支援体制を確立させることを目的とします。

b　特徴

（a）包括的支援体制の実行機能

社会福祉法に規定される「多機関協働事業」の実施母体として、法が求める包括的な支援体制を現場レベルで実働させる役割を担います。

（b）オーダーメイド型支援の決定

本人の了解・同意のもと、多機関がチームとして一体的かつ継続的に関わるためのプランを共有・検証し、支援の停滞を防ぎます。

c　参加者

多機関協働事業の担当者（コーディネーター等）、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の各関係部署・関係機関の担当者、NPO や地域活動団体、医療、雇用等の関係者、必要に応じて関係する行政機関や地域関係者

（2）会議体の適正な運用と実効性を高めるルール

多機関による包括的な支援体制を実働させるため、会議体の運営において以下のルールを徹底します。

① 主担当機関（キャッチする機関）の決定

相談の入り口に関わらず、支援会議等において、世帯の主たる課題や本人の意向を踏まえ、支援の核となる「主担当機関」を迅速に決定します。これにより責任の所在を明確にし、たらい回しを防ぐとともに、継続的な伴走支援を担保します。

② 孤独・孤立対策との一体的運用

社会福祉法に基づく「支援会議」と、孤独・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立対策地域協議会」等は、それぞれの法令に基づく位置づけ、目的、構成員、情報共有及び守秘義務の範囲を維持した上で、必要に応じて相互に連携します。その際、既存の会議体や運営基盤を活用し、会議の重複や関係者の負担を抑えながら、適切な情報共有と支援調整を行います。庁内の福祉部、子ども青少年部、健康医療部等の関係者に会議への参画を呼び掛け、孤独・孤立に関する課題を抱える人を必要な支援につなぐための庁内連携体制を構築します。

③ 他の法的会議体との重層的連携

障がい者総合支援法に基づく「障がい者総合支援協議会」や、住宅セーフティネット法に基づく「居住支援協議会」等の他の会議体と密接に連携します。

また「かながわつながりネットワーク」等の広域連携も活用し、情報の重複収集を避けながら多角的な支援を実施します。

④ 法に基づく情報共有と守秘義務の徹底

社会福祉法第 106 条の 3 の 2 に基づき、本人の同意が得られていない場

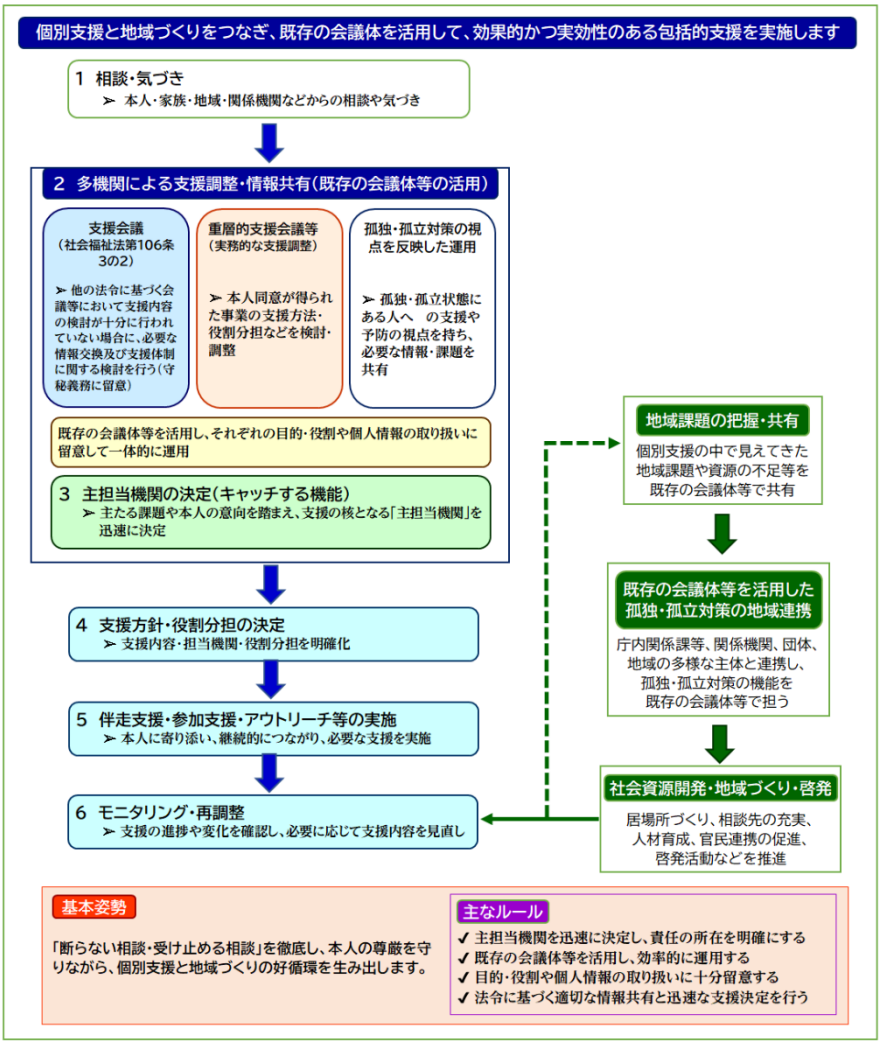
合にも、支援会議において、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施を図るために必要な情報の交換及び支援体制に関する検討を行うことができる仕組みを運用します。

支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、同法第 106 条の 3 の 2 第 6 項に基づき、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。

なお、同法の規定に違反して秘密を漏らした場合には、同法第 159 条に定める罰則の対象となります。

また、孤独・孤立対策推進法第 18 条との整合を図りつつ、それぞれの法令に基づく守秘義務の趣旨及び適用範囲を関係者間で確認することで、関係機関が適切に情報を共有し、迅速な支援につなげられる安全な情報共有基盤を確保します。

【図表 7】 既存の会議体を活用した一体的支援の流れと地域連携の仕組み



※支援会議、重層的支援会議、孤独・孤立対策地域協議会等は、それぞれ法的根拠、目的、構成員、情報共有及び守秘義務の範囲が異なるため、それぞれの法令、関係通知等に基づき適切に運用します。

（３）庁内横断的な連携

福祉部局のみならず、子ども・子育て・健康・医療・教育・住宅・就労等の関係部局が、相談を受けた際に分野ごとの支援にとどまらず、必要に応じて関係部署・関係機関と連携し、支援会議や重層的支援会議等につなげます。

また、ハローワーク等の就労関係機関をはじめ、医療機関、教育機関、地域の支援機関等との連携を進め、複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯について、必要な支援を切れ目なくつなぐ体制を構築します。

こうした庁内外の連携を通じて、相談の入口にかかわらず必要な支援につなぎ、支援会議等において主担当機関を明確にすることで、関係機関が役割を分担しながら継続的に支援できる体制を整備します。

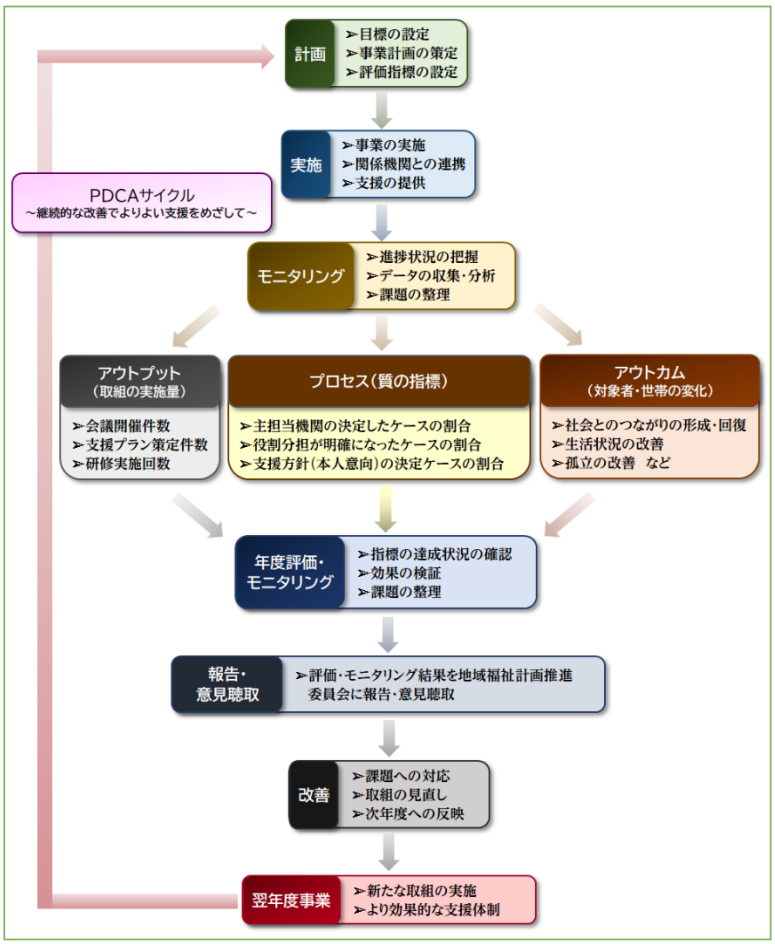
7　達成状況の評価及び必要な見直し

（1）PDCA サイクルの運用

毎年度、事業実績に基づき、事業の実施状況を分析・評価します。その結果について、「藤沢市地域福祉計画推進委員会」に報告し、委員から意見聴取するとともに、その意見を事業の評価や改善に反映します。

評価にあたっては、前述の３（４）において設定した「アウトプット指標」、「プロセス・質の指標」及び「アウトカム指標」に基づき、単なる件数の集計に留まらない「支援の質の向上」や「多機関連携の深化」といった変化を多角的に検証します。

【図表 8】　PDCA サイクル



（2）計画の改善

厚生労働省令に基づく事項を遵守し、定期的に見直しを実施します。評価の結果に基づき、必要があると認めるときは藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画 2032 を柔軟に修正し、施策の質を維持・向上させます。

８　用語集

用語	意味・内容
アウトカム指標	取組の実施件数だけでなく、支援の質や成果、利用者の変化を把握するための指標。
アウトリーチ	支援が届いていない人や世帯に対し、訪問や連絡等により能動的に働きかけること。
アセスメント	支援対象者又は世帯の状況、課題、支援ニーズを把握し、必要な支援につなげるために行う確認及び分析。
いきいきサポートセンター	一般的には地域包括支援センターと呼ばれるもの。高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防支援等を行う地域の相談支援拠点。
居場所	安心して過ごすことができる、地域の中の交流及び参加の場。
通いの場	住民が定期的に集まり、交流や活動を行う地域の場。
居住支援	住まいの確保や住み続けることを支援する取組。
権利擁護	判断能力が十分でない人等の権利や利益を守るための支援。
参加支援	就労、地域活動、居場所利用等を通じて、社会とのつながりを回復し、又は拡大するための支援。
支援会議	本人の同意が得られていない場合も含め、支援が必要な地域住民について、関係機関等が必要な情報交換を行うとともに、支援体制について検討する会議。
支援者支援	支援を担う職員や関係者が孤立せず、安心して支援を継続できるようにする取組。
重層的支援会議	本人同意のもと、複雑化・複合化した課題に対する支援方針や役割分担を協議・決定する会議。
重層的支援体制整備事業	高齢、障がい、子ども、生活困窮等の分野をまたぐ複雑化・複合化した課題に対し、属性や世代を問わず一体的に支援を行う事業。
重層的支援体制整備事業実施計画	重層的支援体制整備事業を円滑かつ計画的に実施するために市町村が定める計画。包括的な支援体制の整備方針、事業内容、連携体制等を示す。
主担当機関	支援対象者又は世帯への支援について中心となって調整及び進行管理を担う機関。

用語	意味・内容
守秘義務	会議や支援の過程で知り得た個人情報その他の秘密を、正当な理由なく外部に漏らしてはならない義務。
水平的連携	同じ地域課題に関わる関係機関等が、対等な立場で連携すること。
スーパーバイズ	支援に関する知識、経験等に基づき、助言及び確認を行い、支援の質を高めること。
制度の狭間	既存の制度や窓口に当てはまりにくく、必要な支援を受けにくい状態。
多機関協働事業	単独の機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題について、複数の関係機関が役割分担しながら連携して支援を進める事業。
多世代交流	子ども、高齢者、子育て世代等、異なる世代の住民が交流すること。
地域づくりに向けた支援事業	居場所や通いの場づくり、住民同士の交流支援等を通じて、地域のつながりや支えあいを強化する事業。
デジタルデバイド	情報通信技術の利用環境や操作能力の差によって生じる情報格差。
伴走支援	支援対象者に継続して寄り添いながら、状況に応じて支援を調整し、支援が途切れないよう支えること。
PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返し、取組を継続的に見直し改善する考え方。
藤沢型地域包括ケアシステム	本市が推進してきた、高齢者だけでなく子ども、障がい者、生活困窮者など「すべての世代」を対象に、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市内 13 地区の特性を活かしながら「自助・互助・共助・公助」を連携させて支え合う仕組み。
包括的支援体制	相談支援、参加支援、地域づくり、多機関協働、アウトリーチ等を組み合わせ、支援を必要とする人を分野横断的につなぐ体制。
包括的相談支援事業	属性や世代を問わず相談を受け止め、必要に応じて関係機関につなぐ相談支援の機能。

藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画 2032

策定　2027 年（令和 9 年）●●月

藤沢市　福祉部　地域福祉推進課

〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1

TEL 0466-50-3544
FAX 0466-50-8415

藤沢市のホームページアドレス
https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/